

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年10月15日
【発行者名】	D I A Mアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中島 敬雄
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
【事務連絡者氏名】	大楽 信雄
【電話番号】	03-3287-3110
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ニュー・ブルーチップ・セレクション
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	2,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年5月18日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正の内容】

_____の部分は訂正部分を示します。

第三部【委託会社等の情報】**第2【その他の関係法人の概況】****1【名称、資本金の額及び事業の内容】**

<訂正前>

(2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

（平成23年3月末日現在）

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
PWM日本証券株式会社	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
S M B C日興証券株式会社(6)	10,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
株式会社みずほ銀行(1)	700,000	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社岩手銀行	12,089	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社広島銀行(2)	54,573	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社鹿児島銀行	18,130	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社筑波銀行(3)	31,368	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社トマト銀行(5)	14,310	日本において銀行業務を営んでおります。
野村証券株式会社(4)	10,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

- (1)平成17年12月4日以前における既契約者による定時定額購入（積立）によるお申込みを除き、募集の取り扱いおよび販売業務を行いません。
- (2)平成19年9月28日以前における既契約者による定時定額購入（積立）によるお申込みを除き、募集の取り扱いおよび販売業務を行いません。
- (3)平成20年9月30日以前における既契約者による「累積投資コース」及び定時定額購入（積立）によるお申込みを除き、募集の取扱い及び販売業務を行いません。
- (4)新規の募集の取扱い及び販売業務を行いません。
- (5)株式会社トマト銀行は、既契約者の再投資等を除き、新規の募集の取扱い及び販売業務を行いません。
- (6)平成23年4月1日現在

<訂正後>

(2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

（平成24年3月末日現在）

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
PWM日本証券株式会社	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

S M B C日興証券株式会社	10,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
株式会社みずほ銀行(1)	700,000	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社岩手銀行	12,089	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社広島銀行(2)	54,573	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社鹿児島銀行(6)	18,130	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社筑波銀行(3)	31,368	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社トマト銀行(5)	14,310	日本において銀行業務を営んでおります。
野村證券株式会社(4)	10,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社S B I証券	47,937	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

- (1)平成17年12月4日以前における既契約者による定時定額購入(積立)によるお申込みを除き、募集の取り扱いおよび販売業務を行いません。
- (2)平成19年9月28日以前における既契約者による定時定額購入(積立)によるお申込みを除き、募集の取り扱いおよび販売業務を行いません。
- (3)平成20年9月30日以前における既契約者による「累積投資コース」及び定時定額購入(積立)によるお申込みを除き、募集の取扱い及び販売業務を行いません。
- (4)新規の募集の取扱い及び販売業務を行いません。
- (5)株式会社トマト銀行は、既契約者の再投資等を除き、新規の募集の取扱い及び販売業務を行いません。
- (6)株式会社鹿児島銀行は、既契約者の定時定額購入(積立)と分配金再投資を除き、新規の募集の取扱い及び販売業務を行いません。

以上